

沼津市本社機能移転拡充促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、市内に本社機能
を移転又は拡充する事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する
ものとし、その交付に関しては、沼津市補助金等交付規則（昭和62年沼津市規則第
4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。

- (1) 本社機能 地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条に規定する
特定業務施設としての機能をいう。
- (2) 整備計画 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項に規定する地
方活力向上地域等特定業務施設整備計画のうち同条第3項の規定により静岡県知事
の認定を受けたものをいう。
- (3) 移転 市内において、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を行う
ことをいう。
- (4) 拡充 市内において、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を行う
ことをいう。
- (5) 特別償却設備 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27
年総務省令第73号）第2条1号に規定する特別償却設備をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定す
る中小企業者をいう。
- (7) 本社建物等 特別償却設備並びに当該特別償却設備のうち家屋及び構築物の敷
地である土地（平成28年3月23日以後に取得したものであって、その取得の日の
翌日から起算して1年以内に家屋又は構築物の建設に着手している土地に限る。）
をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、整備計画に基づき移転又は拡充を実施
する者で次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に特
別償却設備を新設又は増設していること。
- (2) 特別償却設備の取得価格の合計が3,800万円（中小企業者は1,900万円）以

上であること。

(3) 市税に滞納がない者であること。

(4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象及び補助金の額）

第4条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者に対し、整備計画に基づき取得する本社建物等の固定資産税及び都市計画税に次の表の割合を乗じた金額を限度とし、事業供用開始後、新たに課されることとなった年度（以下「初年度」という。）から3年度分交付する。

年度	移転型	拡充型
初年度	4分の4	3分の3
第2年度	4分の3	3分の2
第3年度	4分の2	3分の1

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、固定資産税の賦課が開始される年度の前年度の9月末日までに以下の書類により市長と協議するものとする。

- (1) 沼津市本社機能移転拡充促進事業事前協議書（第1号様式）
- (2) 企業等概要調書（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 本社建物等の取得に係る契約書又はこれに類する書類の写し
- (6) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書の写し
- (7) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定通知書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、第2年度及び第3年度に関して、交付の申請の前年度の9月末までに、固定資産課税台帳の写しにより市長と協議するものとする。

（交付の申請）

第6条 申請者は、市長が指定する日までに、沼津市本社機能移転拡充促進事業補助金交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企業等概要調書（第2号様式）（初年度のみ）
 - (2) 事業計画書（第3号様式）
 - (3) 収支予算書（第4号様式）
 - (4) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書の写し（初年度のみ）
 - (5) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定通知書の写し（初年度のみ）
 - (6) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書の写し（初年度のみ）
 - (7) 本社建物等の取得に係る契約書又はこれに類する書類の写し（初年度のみ）
 - (8) 法人の登記事項証明書（初年度のみ）
 - (9) 整備計画にかかる図面（初年度のみ）
 - (10) 固定資産課税台帳の写し
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

（決定の取消等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業所を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 市税を滞納したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（実績報告）

第9条 申請者は、申請年度の固定資産税の最終納期限の日から30日を経過する日までに、沼津市本社機能移転拡充促進事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に日を指定したときは、その日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第3号様式）
- (2) 収支決算書（第4号様式）
- (3) 申請年度の固定資産税納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を精査し、交付すべき補助金の額を確定して、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(請求の手続)

第11条 補助事業者は、補助金交付額の確定の通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

付 則（令和元年7月2日決裁）

1 改正後の要綱は、決裁の日から施行する。

付 則（令和3年3月31日決裁）

1 改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。